

稲美町訪問理美容サービスについて

対象者

- 高齢者と重度障害者(身障手帳1.2級又は療育手帳A判定)
 ① おおむね65歳以上の単身世帯の方
 ② おおむね65歳以上の方のみの世帯の構成員
 ③ 身障手帳1.2級又は療育手帳A判定を受けている単身世帯の方
 ④ 身障手帳1.2級又は療育手帳A判定を受けている方のみの世帯の構成員
 ⑤ 身障手帳1.2級又は療育手帳A判定を受けている方とおおむね65歳以上の方のみの世帯の構成員

上記のいずれに該当し、町民税非課税世帯(4～6月については前年度分の町民税非課税世帯)の方で外出が困難な方



訪問理美容サービスを利用したい！

① 訪問理美容サービスについて電話で確認します。



まずは電話でご確認を！

稲美町役場 健康福祉課
 高年・障害グループ
 電話 079-492-9137

対象になる方かどうかお調べします。
 (上記「対象者」参照)

② サービス利用申請書を役場へ提出します。

・サービス利用申請書に記入し、
 役場 健康福祉課
 高年・障害グループへ提出

申請書

③ 対象の方へ書類が役場から送付されます。

・事業利用決定通知書
 ・訪問理美容利用券兼請求書

決定通知書
 利用券兼
 請求書



⑤ サービスを利用し自己負担額を理美容店へ支払う。

利用者 → 理美容店
 サービス利用料(自己負担額)支払
 ○カット 500円
 ○シャンプー 1,000円
 ○顔そり 500円

・訪問理美容利用券兼請求書を
 理美容店に渡す。

利用券兼
 請求書

⑥ 役場が理美容店へ請求額を支払います。

役場 → 理美容店へ

・請求金額の支払

④ 登録の理美容店と日程調整をします。

サービス利用申し込み

登録理美容店と日程調整

